公共用水域(河川、湖沼、海域)常時監視結果における 環境基準項目の検出状況概要 (平成 16~20 年度常時監視調査)

平成 $16\sim20$ 年度における公共用水域 (河川、湖沼、海域) における常時監視の結果、環境基準の超過がみられた項目は、鉛、砒素、ジクロロメタン、1,2 - ジクロロエタン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4 - ジオキサンの 10 項目である。

1. 河川、湖沼、海域別の超過状況

河川では、鉛、砒素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサンの10項目の超過が見られた。

湖沼では、鉛、砒素の2項目の超過が見られた。

海域では、鉛の1項目の超過が見られた。

2. 項目別超過状況

(1) 鉛

平成 16~20 年度に、河川で延べ 26 地点、湖沼で延べ 5 地点、海域で延べ 1 地点の 超過があった。

そのうち、超過原因が人為によるもの(休廃止鉱山を除く)は、河川での1地点(平成16年度)のみであった。その他は、休廃止鉱山、自然由来、原因不明であった。

(2) 砒素

平成 16~20 年度に、河川で延べ 105 地点、湖沼で延べ 10 地点の超過があった。 超過原因はいずれも、事業場排水、休廃止鉱山、自然由来、原因不明であった。

(3) ジクロロメタン

平成 16~20 年度に、河川で延べ5 地点の超過があった。 超過原因はいずれも、事業場排水若しくは原因不明であった。

(4) 1,2-ジクロロエタン

平成 16~20 年度に、河川で延べ6 地点の超過があった。 超過原因はいずれも、事業場排水、埋立廃棄物若しくは原因不明であった。

(5) テトラクロロエチレン

平成 16~20 年度に、河川で延べ1 地点の超過があった。 超過原因は不明であった。

(6) セレン

平成 16~20 年度に、河川で延べ1 地点の超過があった。 超過原因は不明であった。

(7) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

平成 16~20 年度に、河川で延べ 22 地点の超過があった。 超過原因はいずれも、事業場、農業、畜産、生活排水、原因不明であった。

(8) ふっ素

平成 16~20 年度に河川で延べ 55 地点の超過があった。

そのうち、事業場由来が延べ7地点、その他は、自然由来若しくは原因不明であった。

(9) ほう素

平成16~20年度に河川で延べ3地点の超過があった。

超過原因はいずれも、自然由来であった。

(10) 1,4-ジオキサン

平成16~20年度に、河川で延べ3地点の超過があった。

超過原因はいずれも、事業場由来であった。

% 1,4 - ジオキサンは、平成 21 年 11 月 30 日付け環境省告示により、環境基準健康項目に追加された。